

## ショートステイあけぼの(1割負担)

～利用料金について～

1～4の項目の内、自己負担となるA+B+C+D+E+F+Gが利用料金の目安となります。  
そのほか、理髪代、日用品等の購入の実費がかかる場合があります。

～1～基本料金【介護サービス費:併設型ユニット短期入所生活介護】

	1日当たり	【A】自己負担額 (1割)
要支援1	5230 円	523 円
要支援2	6490 円	649 円

	1日当たり	【A】自己負担額 (1割)
要介護1	6960 円	696 円
要介護2	7640 円	764 円
要介護3	8380 円	838 円
要介護4	9080 円	908 円
要介護5	9760 円	976 円

～2～加算料金【介護サービス費】

	1日当たり	【B】自己負担額 (1割)
送迎加算	1840 円	184 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60 円	6 円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	180 円	18 円
療養食加算	80 円	8 円

※片道につき

※要支援は加算対象外

※医師の食事箋  
に基づく療養食  
を提供した場合

～3～その他の加算料金

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担額は上記【A】+【B】の合計に8.3%を乗じた額【C】
特定処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担額は上記【A】+【B】の合計に2.3%を乗じた額【D】
介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担額は上記【A】+【B】の合計に1.6%を乗じた額【E】

～4～食費・滞在費【全額自己負担】

食費	1日当たり【F】
第4段階	1,850円
第3段階②	1,300円
第3段階①	1,000円
第2段階	600円
第1段階	300円

滞在費	1日当たり【G】
第4段階	2,410円
第3段階	1,310円
第2段階	820円
第1段階	820円

※居住費・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。  
下記の参考資料をご覧ください。3～1段階に該当される方は市(本庁または支所)へ認定申請  
を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。

～参考資料～ 市役所、もしくは支所にご相談ください

第4段階	市民税課税世帯の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第1段階	老人福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税、または生活保護世帯の方